

「分別大事典」 広告掲載基準

北九州市広告掲載基準第3条の規定に基づき、北九州市広告掲載要綱及び北九州市広告掲載基準に定めるもののほか、下記の各項目のいずれかに該当するものについては、その広告は掲載しないものとする。

- ①一般廃棄物処理業許可業者
- ②産業廃棄物処理業許可業者
- ③不適正処理・排出を助長させるもの（家電無料回収業者など）
- ④販売やイベントなどの期間が限定される広告
- ⑤北九州市広告掲載基準第4条に規定する「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」の該当確認のため、広告スポンサー（個人においては代表者、法人においては代表者及び役員全員）が、関係機関への照会に同意しないもの